

令和5年(ワ)第408号 差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者機構日本

被告 山梨県

## 原告第3準備書面

令和7年3月31日

甲府地方裁判所民事部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 中野和子

同弁護士 大菅俊志

同弁護士 葛山弘輝

同弁護士 山本瑞貴

### 【目次】

1 本件誓約書の法的拘束力について .....	2
2 中心条項該当性 .....	3
3 消費者性について.....	4
4 本件キャリア形成契約の法的性質 .....	5
5 被告の主張する損害について .....	6
6 (求釈明) 入学時に取得するとされる「誓約書」(乙10)の法的効力について.....	7

## はじめに

本書面では、被告第4準備書面、及び、被告第5準備書面に対する反論を必要な範囲で述べる。

### 1 本件誓約書の法的拘束力について

被告は、本件誓約書が、違約金を課すといった法的拘束力を有しないものであるから、差止めの対象とならない旨の主張をしている。

この点、被告は、厚生労働省が、自治体や大学に対して、キャリア形成プログラムの離脱が妥当でない場合には、「臨床研修病院等が趣旨に反した採用をすることは望ましくないこと」などの通知をだしており、離脱者を出さないようにすることで、制度趣旨の実現を企図していること等を縷々述べるが（被告第5準備書面の1から4頁の「第1・1」）、この点は、本件誓約書が、法的拘束力を有するか否かに影響を及ぼすものではない。

そもそも、本件誓約書、本件キャリア形成契約のように、違約金を課すことをしている自治体は、被告のみで、その他の自治体は、制度趣旨の実現を、別途の方策により推進しているのである。

原告が指摘するのは、「制度趣旨の是非」ではなく、制度趣旨を実現するために、「違約金という手段」を取ることをの不当性であるにもかかわらず、被告は、制度趣旨の妥当性を縷々述べるに過ぎない。

そして、本件誓約書の法的拘束力の有無については、原告が、原告第2準備書面の3頁以下にて、詳述したものであるが、被告の反論は、

「原告は、山梨県が本件キャリア形成「契約を拒否することは想定しておりません」と回答したことを殊更に強調するが、前記のとおり、医療法に基づいて山梨県が策定したキャリア形成プログラムの趣旨はもちろん、国を挙げて、臨床研修病院や都道府県に通知を発する等して、地域卒志願者・医師の離脱防止対策が講じられていることなどに鑑みれば、キャリア形成

プログラムにおいて、地域枠の志願者は、医師免許取得後、山梨県との間で本件キャリア形成契約書を締結することが前提とされているから、本件誓約書に署名押印した地域枠の志願者は、本件キャリア形成契約書を締結する道5 義的義務は負っており、上記の山梨県の回答はそのことを示したものに過ぎない。」（被告第5準備書面の4頁以下）

といった程度のものであり、「国を挙げて、臨床研修病院や都道府県に通知を発する等して、地域枠志願者・医師の離脱防止対策が講じられていることなどに鑑みれば」とする、あくまで、制度趣旨の妥当性を、延々繰り返すのみで、実質的な反論がない。

なお、従前の主張の繰り返しになるが、原告第2準備書面の3頁以下で述べたとおり、本件誓約書（甲2）には、「違約金」を支払う旨が明記されており、誓約書に署名押印をする地域枠志願者は、これらを遵守することを誓うこととされているうえ、被告が全日本医学生自治連合会の質問状に対する回答において、「契約を拒否することは想定しておりません。」と回答していることからしても（甲17）、本件誓約書が存在することによって、消費者契約法12条3項の定める意思表示が行われる「おそれ」があると十分に認められるのであり、当該行為の停止等として本件誓約書による意思表示の停止と共に、本件誓約書の破棄等を求めることは可能である。

## 2 中心条項該当性

被告は、本件誓約書及び本件キャリア形成契約のいずれについても、「物品・権利・役務の価格・対価に関する条項」を定めた、いわゆる中心条項該当するとして、消費者契約法10条の該当性を否定する（被告第4準備書面の2頁の「2」、被告第5準備書面の9頁の「2」）。

この点、中心条項の論点とは、「契約の主要な目的、対価等、契約の中心部分に関する条項であり、中心条項については、公序良俗違反により無効という判断

が働く余地はあるものの、原則的には市場の決定に委ね、不当条項規制は働かないとする学説」（「条解消費者三法」）とされている。

そもそも、違約金条項は、「市場原理による決定」がなされるものではなく、「契約の履行過程で生じるトラブルに対処するためのもの」（大阪高判平成25年7月11日判決）であるから、そもそも、中心条項に該当しないため、被告の主張に理由がないことは明らかである。

さらにいえば、被告は、中心条項について、「全てについて」消費者契約法10条の適用がない旨を主張するようであるが、あくまで解釈の一つであり、そもそも、裁判例としても、中心条項については、その消費者契約法第10条の適用について、判断が分かれているものである（上記文献の引用する、大阪高判平成21年8月27日判決など）。

すなわち、仮に、違約金条項が中心条項であり、かつ、仮に、消費者契約法が中心条項を除くという解釈が可能だとしても、中心条項の廃除が明文に無いことや、違約金条項が、交渉の対象とすらならず一方的に提示され受け入れざるを得ないものであることや、当事者間の交渉力に格差があることなどからすれば、「消費者契約」は交渉力格差の是正のためにあるのだから法の趣旨からも除外することは不当である。

### 3 消費者性について

被告は、消費者性について、被告第5準備書面の5頁の「第2」にて、原告第2準備書面の5頁の「第2」に対する反論を述べているが、被告の主張は、従前の主張の繰り返しに過ぎず、特段の反論を要さない。

なお、本件誓約書については、消費性に疑義がないところ、本件キャリア形成契約について、原告の主張を念のため、再度述べると（原告第2準備書面の5頁）、以下のとおりである。

すなわち、本件キャリア形成契約は、地域枠の医師が医師免許を取得したその

時点において、労働者たる研修医として活動することを前提として締結されるものであり、被告の定める配置方針に従い、特定公立病院等に派遣され、当該特定公立病院開設者の指揮監督の下、当該開設者のために労務に従事することになるものであるって、あくまでも労働者として業務に従事するに過ぎない。

これは、自己の能力と計算に基づいて業務を営む事業者とは明らかに一線を画するものであるから、本件キャリア形成契約は消費者契約にあたる。

そして、被告は、地域枠の医師が医業という専門的職業に従事するにあたっての「能力開発及び向上」を図るために契約の当事者となることを主張するが、いかに専門的職業であるとはいえ、開業等が具体的に予定されておらず、あくまで研修医として他者の指揮監督を受ける立場として契約に臨む者を事業者とみることはできないものである。

なお、臨床研修として医療行為等に従事する研修医は、労働基準法9条所定の「労働者」にあたりと解されている（最判平成17年6月3日民集59巻5号938頁）のであり、事業者ではない（原告第1準備書面7頁）。

#### **4 本件キャリア形成契約の法的性質**

本件キャリア形成契約についての原告の主張は、本件キャリア形成契約が、その本質が役務提供であることから準委任契約として性質を帯びており、（訴状6頁、8頁）、仮に、無名契約であるとしても、その内容に応じて類似する典型契約の条文等に沿った解釈をすることは可能であるから、民法651条の中途解約権の規定の適用があると解されるべきものであり、またそうすることが最高裁平成20年7月4日の趣旨からしても合理的であるというものである（原告第1準備書面の8頁）。

これに対して、被告は、中途解約について、違約金を定めていることや、期間の定めがあることをもって、本件キャリア形成契約が、「中途解約を許容しない趣旨」であると主張している（被告第5準備書面の6～7頁）。

しかしながら、本件キャリア形成契約は、準委任契約であることからすれば（少なくともその性質を帯びていることからすれば）、最判平成20年7月4日の趣旨からしても、中途解約の規定を明示的に廃除していない以上、本件キャリア形成契約に民法651条は適用されない理由はなく、本件キャリア形成契約は、中途解約権を認めた上で、中途解約の違約金を課するという立て付けになっている、と解釈すべきものである。

被告は、「本件キャリア形成契約は、少なくとも地域枠医師側からの『解約の申入れ』（中途解約）を許容しない契約であり、そもそも地域枠医師から同契約の『解約の申入れ』をすることはできない」（被告第5準備書面の7頁）と主張して、消費所契約法第9条1項1号の適用を否定するが、上記のとおり、解約の申入れが可能であるものであるから、被告の主張に理由がないことは明らかである。

## 5 被告の主張する損害について

原告は、原告第1準備書面の10頁及び原告第2準備書面7頁において、キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった医師が発生することにより、被告に代替医師を確保する義務が発生するのか、例えば、法律上で、一定数以上住民が存在する自治体には、1名の医師が必要であるとの義務が定められており、かつ、その義務を満たすために、補助金を出すべき義務が課せられているのかどうかという点を指摘した。しかし、現実には、そのような立て付けにはなっておらず、地域の医療過疎の解消は、あくまで努力目標とされているに過ぎない。このように代替医師を必ず派遣しなければならない根拠が不明であることなど、被告に損害の発生する機序が明らかではないことを指摘した。

これに対して、被告は、被告第5準備書面の8頁においては、なんらの新たな証拠の提示もなく、単に、乙1号証のキャリア形成プログラムの概要資料を示すのみであって、被告がなんらの立証もできていないことは明らかである。

**6 (求釈明) 入学時に取得するとされる「誓約書」(乙10)の法的効力について**

被告は、入学時に取得されるとする乙10号証の「誓約書」(以下、「**入学時誓約書**」という)を、新たに提出するが、入学時誓約書は、受験時に提出させる本件誓約書と同じく、被告としては、法的拘束力がないものとするのか、明らかにするよう求める。

以上